

流域治水の取組について

令和7年10月15日

01

(1) 総論

01 流域治水の
加速化・深化

02 流域総合水管理
の推進

03 流域総合水管理を
横断的に支える取組

04 南海トラフ地震等の
大規模災害への対応

参考資料

水管理・国土保全局の取組 ～流域治水の加速化・深化～

- 防災・減災、国土強靱化として、流域のあらゆる関係者が協働してハード・ソフト一体となった流域治水の取組を推進するとともに、計画的・効率的な老朽化対策・耐震化等を実施してきたところ。
- さらに、気候変動による水災害の激甚化・頻発化に対応するため、既存施設の徹底活用を図りつつ、河川整備基本方針や河川整備計画等の見直しや河川、ダム、砂防、海岸、水道、下水道の整備等を推進するとともに、災害リスクを踏まえたまちづくり・住まい方の工夫等の被害軽減対策に取り組むことにより、流域治水の加速化・深化を図る。

【取組】

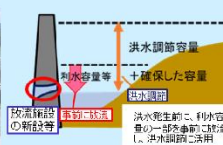
- ・ 根幹的な治水対策の加速化、既存施設の最大限活用・能力向上、河川整備基本方針等の見直し
- ・ 砂防関係施設の整備
- ・ 海岸保全施設の整備
- ・ 雨水排水・貯留浸透機能の強化のための下水道整備
- ・ 総合的な土砂管理
- ・ 水インフラの老朽化対策、耐震対策 等



堤防整備



ダム建設・再生



既存施設の最大限活用
(ダムの事前放流)



地下空間の活用



砂防関係施設整備



海岸保全施設整備



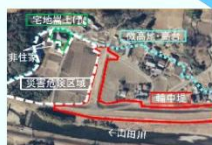
下水道整備



貯留機能保全区域指定



二線堤の保全・拡充



災害危険区域設定



水害リスク情報の充実
(水害リスクマップ)



災害リスクの自分事化
(NIPPON防災資産)

【取組】

- ・ 水害リスクの高い地域における建物等の構造規制・土地利用の誘導等
- ・ 住まい方の工夫
- ・ 二線堤等の浸水範囲を減らす取組 等

【取組】

- ・ 水災害リスク情報の提供
- ・ 洪水・土砂災害・高潮の予測情報等の高度化
- ・ 災害リスクの自分事化 等

流域治水の加速化・深化

- 気候変動の影響により、当面の目標としている治水安全度が目減りすることを踏まえ、全国109の1級水系で、令和6年度までに『流域治水プロジェクト2.0』への更新を完了したところ。
- 河川整備基本方針及び河川整備計画の見直しにスピード感をもって取り組み、あらゆる関係者による、様々な手法を活用した、ハード・ソフト両面の対策の充実を図り、「流域治水」を加速化・深化する。

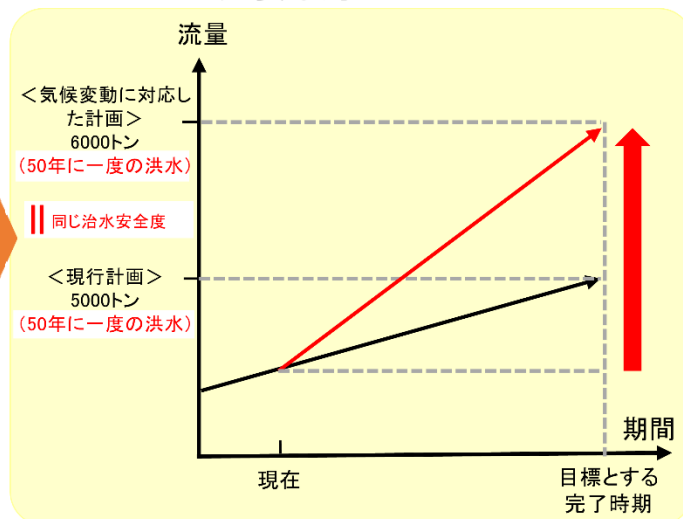
現状・課題

- 2℃に抑えるシナリオでも2040年頃には降雨量が約1.1倍、流量が1.2倍、洪水発生頻度が2倍になると試算
現行の河川整備計画が完了したとしても治水安全度は目減り
- インフラDX等の技術の進展

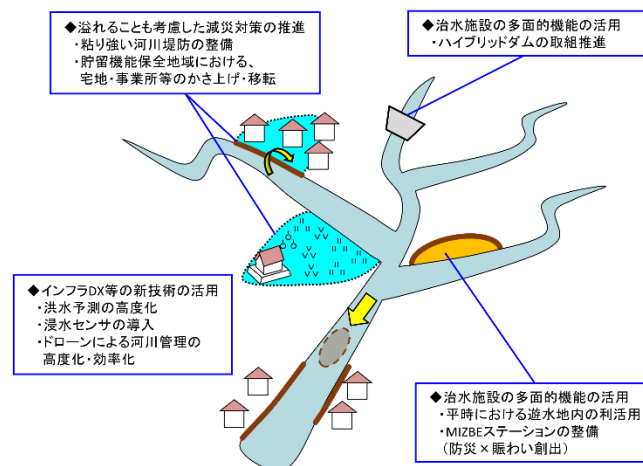
必要な対応

- 気候変動の影響を踏まえた目標の見直しを行うとともに、目標とする治水安全度の早期確保に向け、様々な手法を活用した対策を進める。

必要な対応のイメージ



様々な手法の活用イメージ



気候変動 シナリオ	降雨量 (河川整備の基本とする洪水規模)
2℃上昇	約1.1倍

降雨量が約1.1倍となった場合

全国の平均的な 傾向【試算結果】	流量
	約1.2倍

同じ治水安全度を確保するためには、
目標流量を1.2倍に引き上げる必要

流域のあらゆる関係者の協働を駆動する流域対策効果の見える化

- 支川流域や上流域等の小流域（スモールスケール）で、地域の治水上の課題や今後のまちづくりのあり方を踏まえ、**オーダーメイド方式で目標を設定し、流域対策効果の見える化**を行うことで、自らの取組の効果が実感されることによる**参加機運の醸成や合意形成の促進**を図る。

背景・課題

- 流域治水の推進は、あらゆる関係者の協力が必要であり、そのためには**参加機運を醸成**することが必要。
- 中高頻度で発生する降雨により支川流域や上流域等の小流域（スモールスケール）で生じる洪水や内水に対して、地形や土地利用の状況を踏まえ、様々な流域対策を組み合わせることが必要。
- 一方、様々な流域対策を組み合わせたことにより被害を防止・軽減させる流域対策の目標や効果を適切に示すことができていない。
- 地域の治水上の課題等を踏まえ、**地域の実情に即した目標を設定した上で、様々な流域対策を組み合わせたことによる効果の見える化**することで、関係者に取組の効果が実感され、**流域対策への参加機運が高まり、更なる施策のベストミックスが図られることが期待される。**

小流域に
フォーカス



流域対策で被害軽減に取り組む小流域

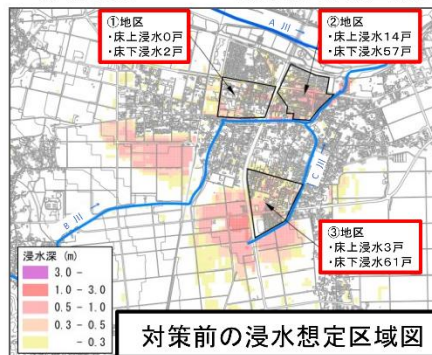
今後の取組

- 上流域や支川流域等の小流域（スモールスケール）で、地域の治水上の課題や今後のまちづくりのあり方を踏まえ、**オーダーメイド方式で目標を設定し、流域対策効果の見える化**を行う。

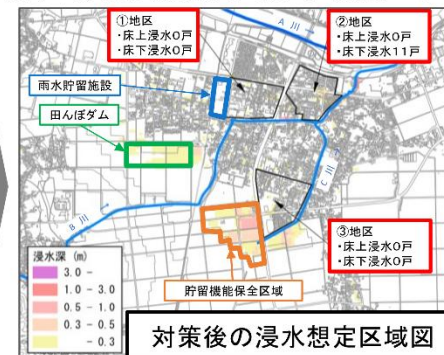
流域対策の目標設定と効果の見える化のイメージ

《例：床上浸水解消に着目した目標設定》

流域対策メニュー：雨水貯留施設整備、田んぼダム、貯留機能保全区域による貯留 等



対策前の浸水想定区域図



対策後の浸水想定区域図



・家屋は床下浸水と床上浸水で被害が大きく異なることがポイント ⇒ 床上浸水戸数等で評価



・農地の浸水被害は、収穫への影響がポイント ⇒ 浸水継続時間等で評価

特定都市河川制度を活用した流域治水の推進

○「流域治水」の本格的な実践に向けて、令和3年11月1日に全面施行された流域治水関連法の中核をなす**特定都市河川浸水被害対策法**^{※1}に基づき、**特定都市河川の河川指定を全国に拡大**。 ※1 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)

○特定都市河川においては、河川管理者、下水道管理者、都道府県知事、市町村長等が構成員となる**流域水害対策協議会**で法的枠組みに基づき**流域水害対策計画**を共同で策定し、河川整備、下水道整備及び土地利用を含む流出抑制対策や規制^{※2}等を連携して実施。

※2 雨水浸透阻害行為の許可及び雨水貯留浸透施設整備計画の認定、貯留機能保全区域の指定、浸水被害防止区域の指定など

○引き続き、特定都市河川の指定を推進するとともに、**流域水害対策計画の内容の充実や実施の強化**に取り組むことで実効性をより高める。

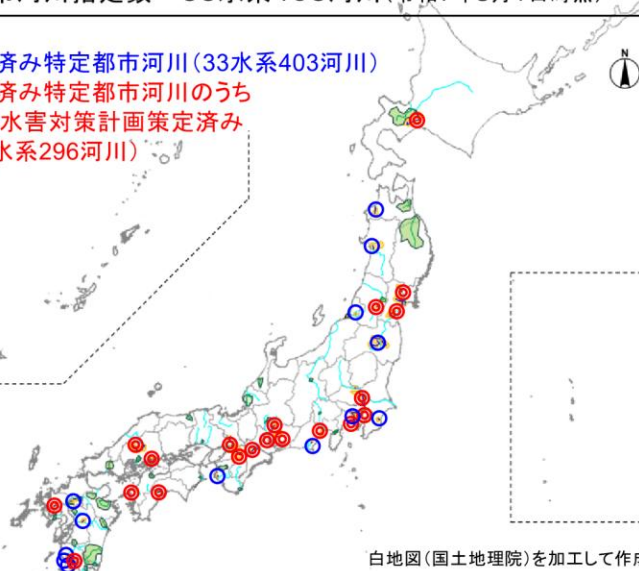
特定都市河川の指定等の状況

特定都市河川指定数 33水系403河川(令和7年8月1日時点)

【凡例】

○：指定済み特定都市河川(33水系403河川)

◎：指定済み特定都市河川のうち
流域水害対策計画策定済み
(20水系296河川)



白地図(国土地理院)を加工して作成

	大臣指定	知事指定
北海道	千歳川(北海道)	
東北地方	吉田川(宮城県)、石子沢川(山形県)、釈迦堂川(福島県)、多田川(宮城県)	高城川(宮城県)、尾袋川(宮城県)、小田川(宮城県)、逢瀬川(福島県)、谷田川(福島県)、中村川(青森県)、旧雄物川(秋田県)
関東地方	鶴見川(東京都、神奈川県)、中川・綾瀬川(茨城県、埼玉県、東京都)	境川(東京都、神奈川県)、引地川(神奈川県)、一宮川(千葉県)、休泊川(群馬県)
北陸地方		烏川(新潟県)、前川(新潟県)、太田沢川(新潟県)
中部地方	中村川(三重県)、波瀬川(三重県)、黒沢川(静岡県)	新川(愛知県)、巴川(静岡県)、境川(愛知県)、猿渡川(愛知県)、赤川(三重県)
近畿地方	大和川(奈良県)、芥川(京都府、大阪府)	寝屋川(大阪府)、西川(和歌山県)
中国地方	江の川(広島県)	本川(広島県)
四国地方	日下川(高知県)	都谷川(愛媛県)
九州地方	六角川(佐賀県)、隈之城川(鹿児島県)	甲突川(鹿児島県)、新川(鹿児島県)、稲荷川(鹿児島県)、下弓削川(福岡県)、金丸川(福岡県)、竜野川(熊本県)

特定都市河川制度等の活用推進

I. 特定都市河川指定の推進

○河川整備のみでは十分な対応が困難な河川が全国的に存在 → ○特定都市河川の指定を促進

II. 流域水害対策計画の質的充実及び実施の強化

○流域水害対策計画における、対策の実施状況等に濃淡 → ○各取組の進捗状況の公表、見える化
○各取組における役割分担の明確化

○水災害ハザードエリア等における土地利用・住まい方 → ○計画策定段階における河川部局・まちづくり部局の連携強化

○貯留機能保全区域指定にあたり土地所有者等の負担が大きい → ○貯留機能保全区域の指定に向けた土地所有者等の負担軽減・緩和のための支援
○先行事例の取組を横展開

【先行事例】貯留機能保全区域の指定～大和川流域～



指定された区域11.6ha(田原本町)



指定された区域3.7ha(川西市)

その土地が元来有している貯留機能を阻害するおそれのある行為(盛土等)に対して届出により事前に把握するとともに、必要な助言・勧告を行い、土地の貯留機能を保全するために制限

※土地所有者の同意を得て、令和6年7月30日に奈良県が指定。

特定都市河川制度を活用した流域治水の推進（貯留機能保全区域の指定推進）

新規事項

- 著しい浸水被害が想定される流域では、水害リスクを踏まえた土地利用を促進して保水・遊水機能を保全するため、特定都市河川浸水被害対策法に基づく貯留機能保全区域の指定等の取組を推進することが重要。
- 土地所有者等の負担を緩和・軽減するなど、貯留機能保全区域の指定促進のための支援制度を拡充し、区域指定等に係る合意形成の促進を図る。

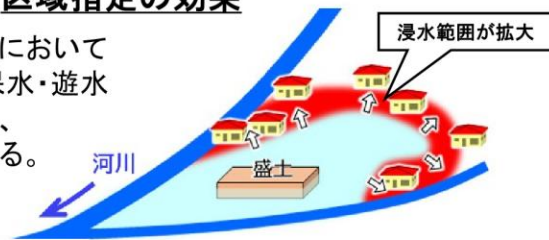
特定都市河川制度の運用

- 特定都市河川の指定河川数は、法改正以降に約6倍へ増加
- 一方、貯留機能保全区域の指定は3地区にとどまっている



区域指定の効果

過去から地域社会において保全されてきた、保水・遊水機能のある低地が、近年失われつつある。



（貯留機能保全区域）

土地所有者の同意の上、都道府県知事等が指定

貯留機能保全区域内において、届出が必要となる行為



等

貯留機能保全区域指定の際の課題

- 保水・遊水機能を発揮した際、区域外での浸水被害が軽減する一方で、区域内には土砂堆積やゴミ流入等の課題が発生
- 地域を支える機能を維持する負担が土地所有者等に偏っている



《土地所有者に課される制約》

- ・ 貯留機能を維持するための対応
- ・ 盛土等の行為の届出義務

これまでの負担軽減等の措置

- 《税制》固定資産税等の減免に関する特例措置
- 《予算》地方公共団体が実施する区域内の排水施設整備等

新たな制度による対応

《予算》特定都市河川浸水被害対策推進事業の拡充等

貯留機能保全区域の指定を促進するために、区域指定後の土地所有者等の負担を市町村、民間事業者等が緩和・軽減するための活動等に対する支援制度を拡充【制度拡充】

災害リスク情報の充実による防災まちづくりや的確な避難行動の支援

○ 大・中小河川の氾濫や内水氾濫を反映した水害リスクマップや、時間とともに進行する氾濫を踏まえた浸水特性に関する情報を提供することで、防災まちづくりや的確な避難行動を支援。

背景・課題

現在公表されている浸水想定区域図は、

①「浸水深」と「浸水範囲」の情報しかなく、土地の相対的なリスク情報（浸水頻度等）が把握できない。

⇒市町村の広範囲で一様に深い浸水深が広がる想定である場合には、役場・病院・避難場所（小中学校・公民館等）等の基幹施設を、相対的に安全な場所に配置したいが、その判断ができない。

②外水氾濫と内水氾濫による浸水範囲が別々に公表されており、かつ、外水・内水氾濫の発生順序が明らかではない。

⇒外水氾濫から避難するタイミングで既に内水氾濫が発生している状況にあるなど、安全に避難できない場合が生じうる。

今後の取組

①水害リスクマップ（浸水頻度図）の作成・公表

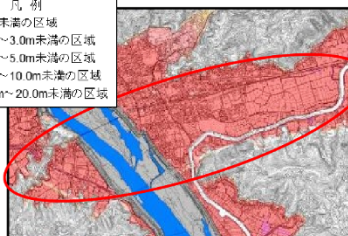
・内水氾濫も反映した水害リスクマップを国管理河川で作成（令和9年度以降も実施し早期完成を目指す）

②適切なタイミングでの避難情報の発令判断に資する解説情報の提供

・モデル河川において、避難情報を発令する市町村長等に対し、地域ごとの氾濫特性（本川氾濫や支川、内水氾濫の発生順序）や住民が取るべき行動に関する解説情報を提供

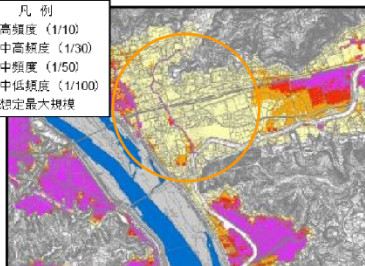
（令和9年度以降は、浸水センサ等によりリアルタイムに把握した浸水状況を市町村長の避難情報の発令判断にどう活用するかを検討）

洪水浸水想定区域図（想定最大規模）



水災害リスク情報の
充実

①浸水頻度図（水害リスクマップ）



相対的に浸水頻度が低いエリアに基幹施設を配置することが考えられる

②適時の避難情報発令のための解説情報



①広範囲で一様に深い浸水深が広がり、相対的に安全な場所を把握できない
②外水／内水氾濫の発生タイミングがわからない

<①水害リスクマップ>

- | | |
|------------------|-----------|
| (行政) | (個人) |
| ○ 土地利用の規制 | ○ 住まい方の工夫 |
| (地域、コミュニティ、企業) | |
| ○ 企業の立地誘導・選択等に活用 | |
| ○ 企業の業務継続計画への活用 | |

<②的確な避難行動>

- | |
|--------------------------------|
| (行政) |
| ○ 地域の浸水特性を踏まえた適切な避難行動の呼びかけへの活用 |
| 〔水防計画、地域防災計画や流域タイムライン等の改善〕 |

(地域、コミュニティ、企業)

- | |
|-----------------------------------|
| ○ 要配慮者施設の避難確保計画・訓練等に活用 |
| (個人) |
| ○ 防災行動計画（マイ・タイムライン）の作成時に参考情報として活用 |

災害リスク情報の空白域解消による適切な避難行動等の支援

- 能登半島地震後の大雨での課題を踏まえ、土砂・流木の影響を見込んだハザードマップの導入や、住宅等の防護対象のある小さな溪流や沢、水路などの小規模な流路のリスク情報を把握するための研究開発を行い、土地利用の見直しや適切な避難行動に繋げる。

背景・課題

①土砂・流木の影響を見込んでいない

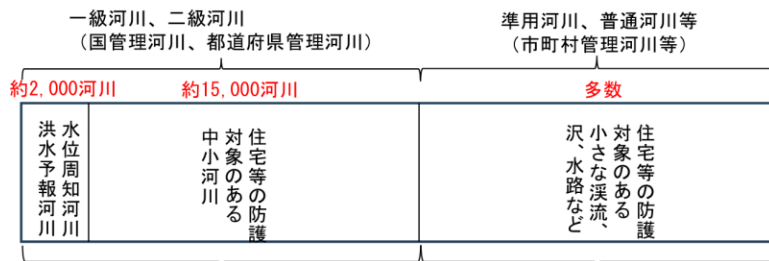
- 能登半島地震後の大雨では、塚田川、鈴屋川などにおいて、上流から流出した土砂・流木が橋梁など横断工作物で捕捉されたことによって河道が埋塞し、氾濫が拡大

②小規模な流路のリスクを示せていない

- 令和3年に水防法を改正し、浸水想定区域図及びハザードマップの作成・公表の対象を全ての一級・二級河川や海岸、下水道※に拡大
- 能登半島地震後の大雨では、住宅等の防護対象のある小規模な流路（小さな溪流や沢、水路など）で氾濫が発生



潜在的に水害リスクがあるにも関わらずリスクが周知されていない場合は当該エリアの住民等に対し、当該地域が安全な地域であると誤解を招く可能性がある。（過去にはリスク周知していない箇所で死傷者が発生）



①土砂・流木の影響を見込んでいない

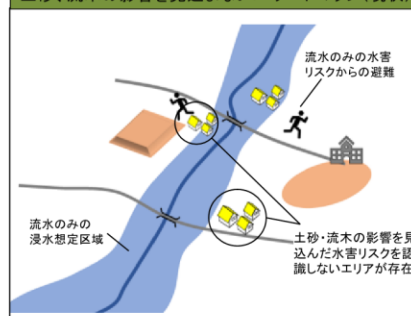
②リスクを示せていない

今後の取組

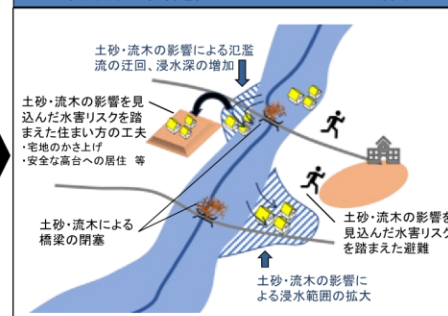
①土砂・流木の影響を見込んだハザードマップ

- 「小規模河川の洪水浸水想定区域図作成の手引き」を土砂・流木の影響を見込んだ手引きに更新
- 土砂や流木の影響を見込んだハザードマップの導入検討

土砂、流木の影響を見込まないハザードマップ(現状)



土砂、流木の影響を見込んだハザードマップ(将来)



②小規模な流路のリスク情報の把握

- 防護対象のある小さな溪流や沢、水路などハザードマップの公表対象に含まれないエリアのリスク情報を把握
- ただし、対象が極めて多いため、既存データを活用した簡易な把握手法を開発

例：特定の地点の流量を降雨から面的に求める手法
地形分類図から危険箇所を読み取る手法

等

※「全ての一級・二級河川や海岸、下水道」とは、住宅等の防護対象のある全ての一級・二級河川や海岸、浸水対策を目的として整備された全ての下水道のこと。

災害リスクの自分事化(流域治水に取り組む主体を増やすための取組)

- 流域治水のロゴマークやオフィシャルサポーター制度、NIPPON防災資産(令和6年9月に初回認定)などの施策を通じ、住民や企業などが自らの水災害リスクを認識し、自分事として捉え、主体的に行動することに加え、さらに視野を広げて、流域全体の被害や水災害対策の全体像を認識し、自らの行動を深化させていく流域治水の自分事化を推進。

背景と課題

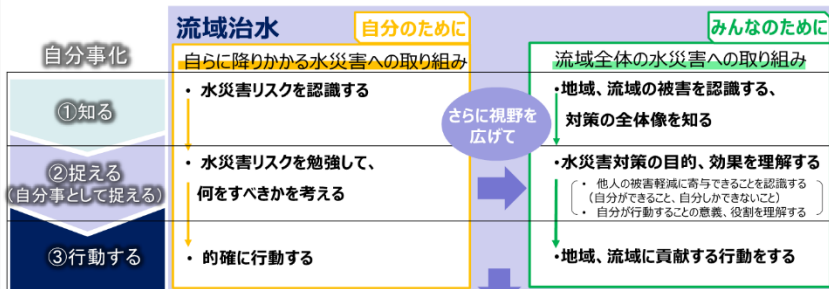
【背景】

水災害リスクの自分事化

住民や企業などが自らの水災害リスクを認識し、自分事として捉え主体的に行動する。

流域全体の水災害への取組へ

水災害から自身を守ることからさらに視野を広げて、地域、流域の被害や水災害対策の全体像を認識し、自らの行動を深化させることで、流域治水の取組を推進する。



持続的な発展、ウェルビーイング

【課題】

- 水災害のリスクを知り、行動につなげていく上では、それを自分のこととして捉える「自分事」が課題。
- さらにその視野を流域に広げ、流域治水に取り組む主体を増やしていくことが重要。

流域治水の推進に向けた普及施策及び行動計画をとりまとめ

(「水害リスクを自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やす流域治水の自分事化検討会」(令和5年8月))

自分事化の具体的な施策の推進

■「NIPPON防災資産」の認定制度

災害伝承に関する良質な施設や活動の普及・拡大

- 本制度の創設後初めて、
22件(優良認定:11件、認定:11件)を認定。
【令和6年9月5日公表】

新しい認定案件の発掘や学校教育、インフラツーリズムとの連携など、関係者を少しずつ増やしながら、「NIPPON防災資産」の認定制度のより一層の発展・活性化を図っていく。



NIPPON防災資産
のロゴマーク

■流域治水オフィシャルサポーター制度

企業・団体等による新たな流域治水の普及・啓発

- 令和7年度流域治水オフィシャルサポーターとして
148の企業・団体等を認定。

<流域治水オフィシャルサポーター取組例(令和6年度)>



サポーター同士の交流会



地域住民が参加するイベントの開催

■流域治水ロゴマークの普及促進

流域のみんなが
水害対策に取り組む
きっかけに



- 全国各地で流域治水を広く周知・PR
するための広報活動に活用。

■ダイナミックSABOプロジェクトの普及促進

砂防関係施設を有効活用した
防災啓発・地域活性化

- 事例集の更新、発信、
共有するとともに、
地域活性化に資する
イベントや研修等を通した
様々な団体との連携機会
の創出を図る。



観光連盟主体の砂防ダムツアー
【長野県小谷村(砂防堰堤)】



信濃川水系流域治水プロジェクト2.0 【信濃川中流】

※ 信濃川水系流域治水プロジェクトからの取組

氾濫を防ぐ・減らす	被害対象を減らす	被害の軽減・早期復旧・復興
○気候変動を踏まえた治水計画への見直し (2℃上昇下でも目標安全度維持) ＜具体の取組＞ ・気候変動対応のための洪水調節機能の増強 ○流域対策の目標を定め、 役割分担に基づく流域対策の推進 ＜具体の取組＞ ・河道掘削、堤防整備・強化、遊水地整備、耐震対策、 災害復旧等 ・大河津分水路改修 ・排水機場等の整備、耐水化の取組 ・水田の貯留機能向上のための「田んぼダム」の取組推進 ・学校グラウンドなどを活用した雨水貯留施設 ・支川水路の流下能力向上等による支川氾濫抑制、内 水被害の軽減 ・事業間連携を通じた土砂の有効活用 ○あらゆる治水対策の総動員 ＜具体の取組＞ ・砂防関係施設の整備 ・森林整備・治山対策 等 ○既存ストックの徹底活用 ＜具体の取組＞ ・既存ダム等20ダムにおける事前放流等の実施、体制 構築(関係者:国、新潟県、東日本旅客鉄道(株)、東京 電力(株)、東北電力(株)、土地改良区等) 等 ○インフラDX等における新技術の活用 ・BIM/CIM適用による三次元モデルの積極的な活用	○溢れることも考慮した減災対策の推進 ＜具体の取組＞ ・「まちづくり」や住まい方の誘導による水害に強い地域づ くりの検討 等 ○溢れることも考慮した減災対策の推進 ＜具体の取組＞ ・立地適正化計画に おける防災指針の作成 ・高床式住まいの推進 ○情報提供の推進 ＜具体の取組＞ ・多段階な浸水リスク情報の 充実 等	○流域対策の目標を定め、 役割分担に基づく流域対策の推進 ＜具体の取組＞ ・緊急復旧などを迅速に行う防災拠点等の整備 (河川防災ステーション) ・河川、砂防、農業用ため池等の各種ハザードマップの作成・ 普及 ・小中学校における防災教育の推進 ・住民への情報伝達手段の強化 ・要配慮者利用施設の避難確保計画作成に向けた支援 ・企業等への浸水リスク情報の共有 ・水害リスク情報空白域の解消 等 ○溢れることも考慮した減災対策の推進 ＜具体の取組＞ ・流域タイムラインの運用 ・マイ・タイムライン・コミュニティタイムライン等の作成・普及 ○情報提供の推進 ＜具体の取組＞ ・洪水予測の高度化 ・気象情報の充実、予測精度の向上 ・「水害リスクライン・洪水キキクル」の普及・利活用促進 ・ワンコイン浸水センサの普及 ・樋門・樋管の遠隔監視 等

※ 上記の他、「流域治水関連法の活用」の検討を実施し、上記対策を推進。

信濃川水系(信濃川中流)流域治水協議会

流域にも視野を広げる

(自分のためにも、みんなのためにも)

連携活動

- 市町村、土地改良区と連携した「田んぼダム」の普及啓発の広報活動【県】
- 小学校の社会科見学によるダムへの理解促進【県】
- 企業・学校と連携した防災啓発セミナー【県】
- 出水期に向けた河川合同巡視を実施【関係機関】

流域治水の広報

- 水害・土砂災害に対する啓発のための広報誌掲載【関係機関】
- イベント等での水害・土砂災害への啓発活動【関係機関】
- 治水施設の見学会【国、県】

教育活動

- 信濃川サミット【信濃川下流域協議会関係機関】
- 防災リーダー養成講座、地域防災研修等【県、長岡市、十日町市、魚沼市】
- 小中学校、町内会等での防災出前講座【関係機関】
- 自主防災シンポジウム【県】
- 「田んぼダム」説明会【農政局】

リスク情報等の提供

- 洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域等の随時公表【国、県】
- 気象現象ごとに警戒期間、注意期間、ピーク時間帯、雨量などの予想最大値を周知【気象台】
- キキクル(危険度分布)の改善【気象台】
- 線状降水帯の予測精度向上に向けた取り組み強化【気象台】
- 緊急情報電話サービスの普及【見附市】
- メールやHP、SNS、防災アプリ、Lアラート等を用いた気象情報・防災情報の発信【関係機関】

訓練活動

- 住民参加型の防災訓練【関係機関】
- 自主防災組織の活動支援【関係機関】
- 洪水対応演習【関係機関】
- 水防訓練を実施。(出水期に備え、水防工法の実技訓練の実施)【関係機関】

水防活動の支援

- 市町村への気象情報の提供、台長による首長訪問【気象台】
- 消防団、学生消防隊、女性消防隊の普及・周知【関係機関】
- 水防支部長会議の開催【見附市】
- 「水防技術伝え人」制度による支援【国】
- 水防団や災害時の応援協定先との情報伝達体制の強化【関係機関】

水災害対策の支援

- 「田んぼダム」の取組みに対する費用支援【長岡市、農政局】
- 緊急告知FMラジオの無償貸与・購入費支援【長岡市、弥彦村】
- 出水期後の資機材の更新、備蓄品の補充・配布【見附市、湯沢町】
- 雨水貯留施設、防水板等の設置費用の支援【新潟市、長岡市】
- 自主防災組織の訓練等の活動や資機材の費用の支援【長岡市、湯沢町】
- 市民への土のうの配布【関係機関】
- 地区避難計画の作成及び活動への補助【魚沼市】

計画策定

- 流域タイムラインの調整・運用【関係機関】
- 個別避難計画・避難確保計画の作成・促進【関係機関】
- 立地適正化計画の公表・周知(改定含む)【関係機関】
- 地域防災計画の更新(支援含む)【関係機関】

①知る機会を増やす

水災害のリスクや、流域治水について知る機会を増やしていく。

②自分事と捉えることを促す

水災害のリスクが自分事と捉えられ、流域に視野が広がるきっかけを提供し、行動に向かう状況を創出する。

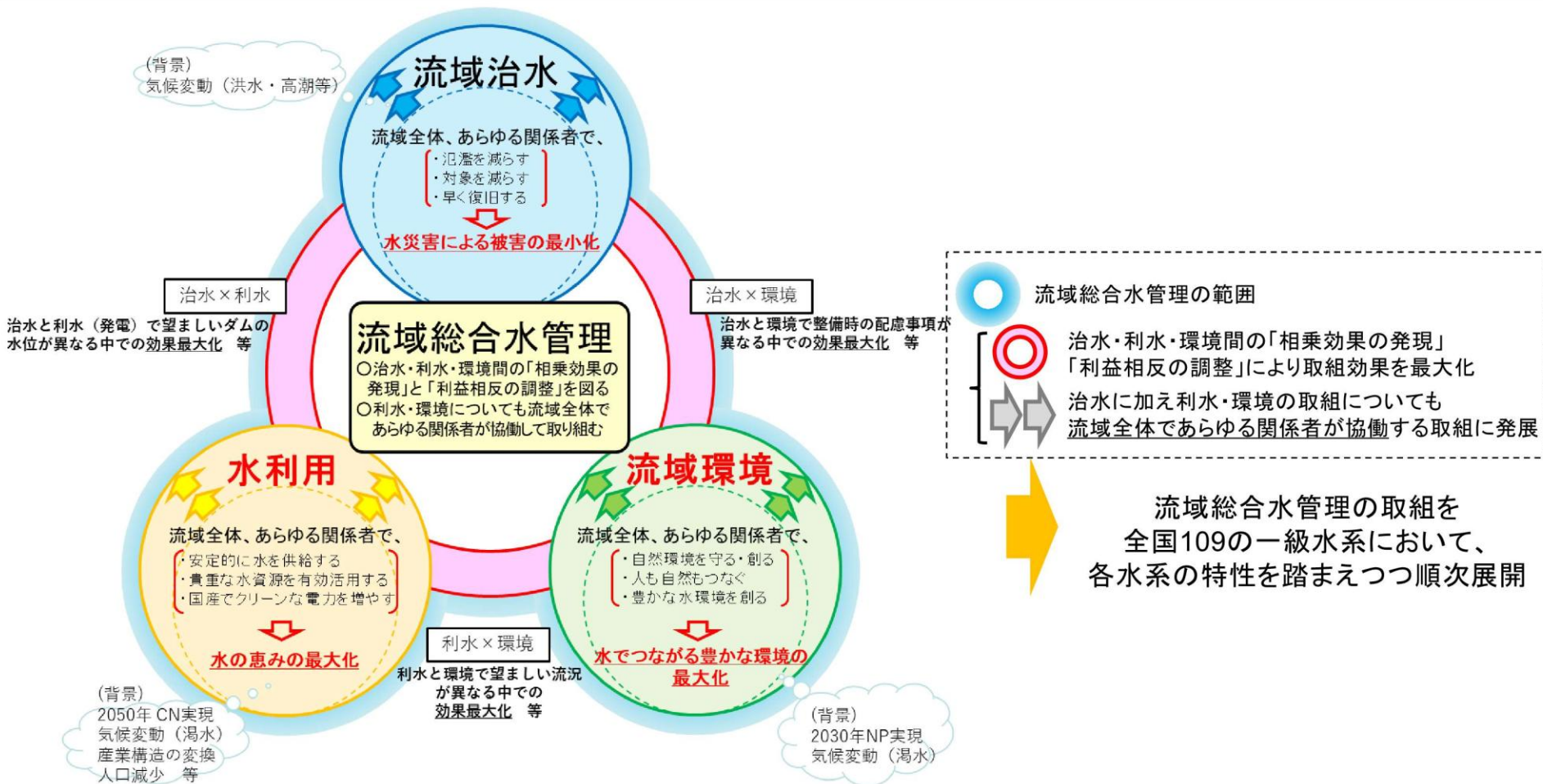
③行動を誘発する

水災害対策や、流域治水に関して実際に取り組みが行われるよう、個人、企業・団体の行動を誘発していく。

流域治水に取り組む主体が増える

水管理・国土保全局の取組 ～流域総合水管理の推進～

- 治水に加え利水・環境も流域全体であらゆる関係者が協働して取り組むとともに、流域治水・水利用・流域環境間の「相乗効果の発現」「利益相反の調整」を図るなど、流域治水・水利用・流域環境の一体的な取組を進めることで「水災害による被害の最小化」「水の恵みの最大化」「水でつながる豊かな環境の最大化」を実現させる「流域総合水管理」を推進する。



災害対策基本法等※の一部を改正する法律の概要

内閣府(防災)資料「災害対策基本法等※の一部を改正する法律の概要」より作成

趣 旨

※災害対策基本法、災害救助法、水道法、大規模災害復興法、大規模地震対策法、内閣府設置法

令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえ、災害対策の強化を図るため、国による支援体制の強化、福祉的支援等の充実、広域避難の円滑化、ボランティア団体との連携、防災DX・備蓄の推進、インフラ復旧・復興の迅速化等について、以下の措置を講ずる。

改正内容

① 国による災害対応の強化

1) 国による地方公共団体に対する支援体制の強化 ★災害対策基本法

- 国は、地方公共団体に対する応援組織体制を整備・強化。
- 国は、地方公共団体からの要請を待たず、先手で支援。

2) 司令塔として内閣府に「防災監」を設置 ★内閣府設置法

1) 国による地方公共団体に対する支援体制の強化



国による応援組織の例 (国土交通省TEC-FORCE)

第四十九条の二 2 (円滑な相互応援の実施のために必要な措置)

指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、前項の措置を講ずるほか、高度かつ専門的な技術、知識又は経験を有する人材の確保及び育成、資機材の整備、災害の状況に応じて機動的に応援を行う体制の整備、多様な主体との連携の強化その他の取組を推進することにより、他の災害応急対策責任者（第五十一条第一項に規定する災害応急対策責任者をいう。）を迅速かつ的確に応援するよう努めなければならない。

② 被災者支援の充実

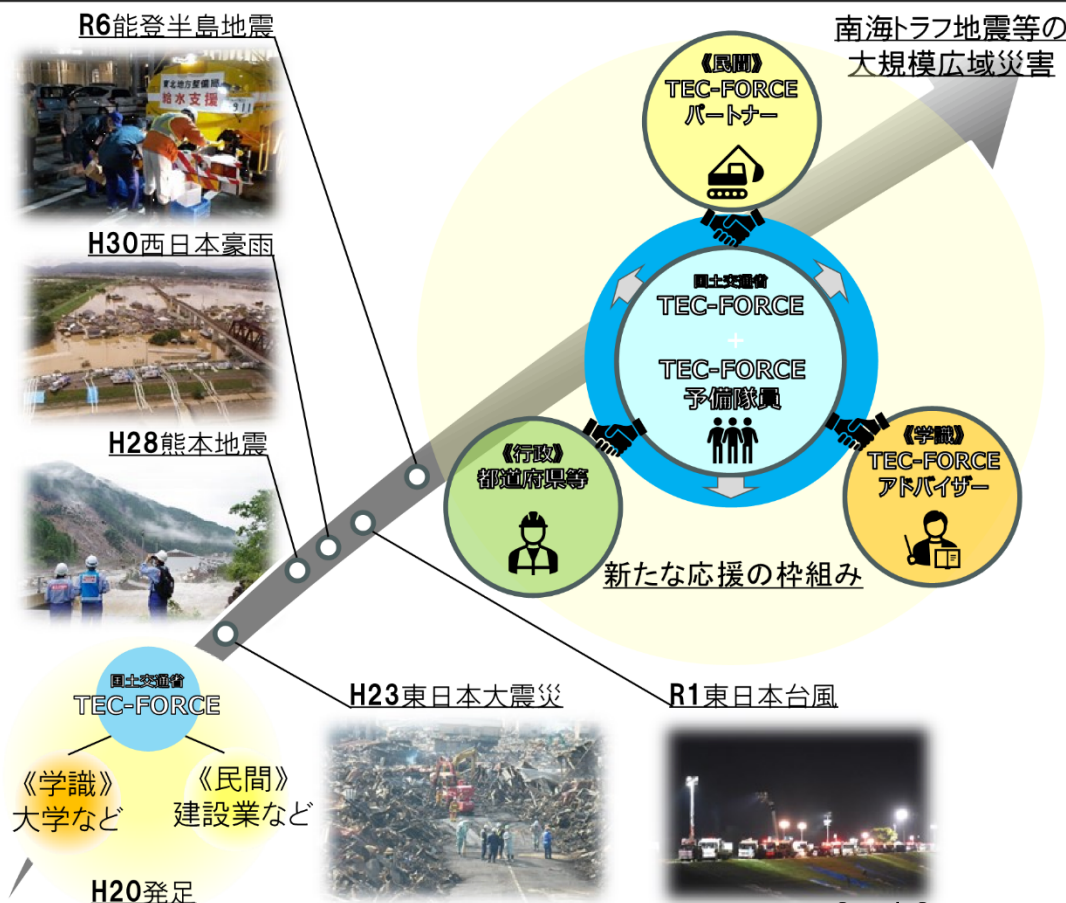
- 1) 被災者に対する福祉的支援等の充実 ★災害救助法、災害対策基本法
- 2) 広域避難の円滑化 ★災害対策基本法
- 3) 「被災者援護協力団体」の登録制度の創設 ★災害対策基本法、災害救助法
- 4) 防災DX・備蓄の推進 ★災害対策基本法

③ インフラ復旧・復興の迅速化

- 1) 水道復旧の迅速化 ★水道法
- 2) 宅地の耐震化(液状化対策)の推進 ★災害対策基本法
- 3) まちの復興拠点整備のための都市計画の特例 ★大規模災害復興法

TEC-FORCEの増強と多様な主体との連携による新たな応援体制の構築

- TEC-FORCEは平成20年の発足以来、東日本大震災や西日本豪雨など様々な災害における現場対応を積み重ね、蓄積した知見を次なる災害対応に活かすことで着実に備えを充実してきた。
- 能登半島地震等の経験も踏まえ、気候変動により激甚化・頻発化する水災害や切迫する南海トラフ地震等の大規模広域災害に対応するためには、現在の災害対応力を格段に引き上げることが必要になる。
- 国土交通省の持つ現場力・総合力を活かした被災自治体への応援の強化に向け、TEC-FORCEの増強と行政機関・民間企業・学識者などの専門性を持った多様な主体との更なる連携強化による新たな応援体制を構築していく。



《TEC-FORCE予備隊員》

専門的な知識を有する民間企業等の人材を
TEC-FORCE隊員として非常勤雇用する制度の
創設により、人員体制を強化。

《TEC-FORCEパートナー》

民間企業等との災害協定の拡充により、広域的な
被災自治体応援においてもTEC-FORCEと一体的
に活動できる体制を確保。

《TEC-FORCEアドバイザー》

学識者の方々から災害対応の技術的助言を得る
枠組みの創設により、技術的判断が難しい事案に
対応する体制を確保。

《都道府県等との連携》

平時から、都道府県等の危機管理部局や土木部局
等との合同研修等による連携を強化することにより、
被災地における一体的な活動を促進。

税制特例措置の延長

【河川】 高規格堤防整備事業に伴い 取得する建替家屋に係る特例措置の延長

高規格堤防整備事業のために使用された土地に従前権利者が新築する家屋に係る不動産取得税の課税標準及び固定資産税の税額に係る特例措置の適用期限について、2年間延長する。



不動産取得税

高規格堤防特別区域の公示日から2年以内に建替家屋を取得した場合に課税標準から従前家屋の価格を控除。

固定資産税

従前権利者住居用住宅は3分の2、従前権利者非居住用住宅及び非住宅用家屋は3分の1を、新築5年間減額。

【河川】 浸水被害軽減地区の指定に係る 課税標準の特例措置の延長

洪水浸水想定区域内で、浸水の拡大を抑制する効用があると認められる輪中堤や自然堤防等の盛土構造物を、水防管理者が水防法に基づき浸水被害軽減地区として指定した場合に、当該土地に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置の適用期限を3年間延長する。

固定資産税

都市計画税

課税標準を指定後3年間3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲で条例で定める割合とする。

【河川】 浸水防止用設備に係る 課税標準の特例措置の延長

浸水想定区域内の地下街等の所有者又は管理者が、水防法で規定する避難確保・浸水防止計画に基づき取得する浸水防止用設備(防水板、防水扉、排水ポンプ、換気口浸水防止機)について、対象設備に係る固定資産税の特例措置の適用期限を3年間延長する。



固定資産税

課税標準を最初の5年間3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲で条例で定める割合とする。

【下水道】 除害施設に係る特例措置の延長

下水道施設の老朽化が全国的に急速に進むなか、下水道機能の確保を図るため、民間事業場等から公共下水道へ排除される下水から有害物質等を除去する「除害施設」の設置を促進すべく、当該施設に係る固定資産税の特例措置を2年間延長する。



脂で閉塞した管路(出典:川崎市HP)

固定資産税

課税標準を5分の4を参酌して10分の7以上10分の9以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に軽減する。

第1次国土強靱化実施中期計画（水管理・国土保全局関係概要）

○国土強靱化基本法第11条の2に基づき、国土強靱化基本計画に基づく施策の実施に関する中期的な計画として定めたもの。
○5か年加速化対策に続く計画として、その推進が特に必要となる施策の内容及びその事業規模を定め、施策の一層の重点化を図るとともに、組織の枠を越えた施策連携強化型の国土強靱化を推進し、災害に屈しない強靱な国土づくりを進める。

＜計画期間＞

令和8年度から令和12年度までの5年間

＜対策の事業規模＞

○「推進が特に必要となる施策」の事業規模は、**今後5年間でおおむね20兆円強程度を目途**
○**今後の資材価格・人件費高騰等の影響については予算編成過程で適切に反映**
○各年度の取扱いについては、**今後の災害の発生状況や事業の進捗状況、経済情勢・財政事情等を踏まえ、機動的・弾力的に対応**

I. 防災インフラの整備・管理：おおむね **5.8兆円**
II. ライフラインの強靱化：おおむね **10.6兆円**
III. デジタル等新技術の活用：おおむね **0.3兆円**
IV. 官民連携強化：おおむね **1.8兆円**
V. 地域防災力の強化：おおむね **1.8兆円**

■第4章 推進が特に必要となる施策（水管理・国土保全局 施策例）

流域治水対策（河川、砂防、海岸、下水道）



河川掘削・堤防整備



内水対策の強化



海岸保全施設整備



砂防関係施設整備

＜KPI例＞
気候変動を踏まえた洪水に対応（必要な流下能力を確保）した
国管理河川（約1,500万m³/s・km）の整備完了率
31%【R5】→39%【R12】→100%【R62】

浸水実績地区等（全国約37万ha（令和5年度末時点））における
下水道による気候変動の影響を踏まえた浸水対策完了率
5%【R5】→12%【R12】→100%【R40】

河川管理施設・砂防施設等の戦略的な維持管理



砂防堰堤の改築

＜KPI例＞

国・都道府県管理の砂防関係施設
（約97,000施設）のうち、重要交通網
等を保全する砂防関係施設（約8,400
施設）の修繕等による健全性確保率
**87%【R5】→91%【R12】→
100%【R27】**

水災害リスク情報の充実・活用



ハザードマップ

＜KPI例＞

津波災害警戒区域が指定されている
市区町村（全国436市区町村（令和5年
度末時点））のうち、最大クラスの津波
に対応したハザードマップを作成・公表
し、避難訓練等を実施した市区町村の
割合
0%【R5】→100%【R12】

TEC-FORCE等に係る機能強化による 災害対応力の強化

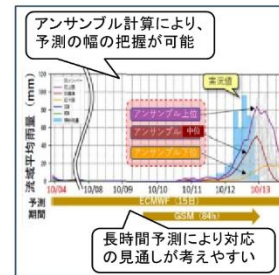


ドローンを用いた
被災状況調査

＜KPI例＞

TEC-FORCE（対象隊員数：約8,900
人）による被災状況把握等の高度化
（DiMAPSを始めとした情報集約ツールの
開発等）への対応（訓練・研修・
講習の受講）完了率
16%【R5】→100%【R12】

河川情報等の充実



長時間アンサンブル降雨予測

＜KPI例＞

国・水資源機構管理ダム等（152施
設）において水管理の高度化に向け最新の水位予測技術（長時間ア
ンサンブル降雨予測技術等）を導入
しているダム等の割合
0%【R5】→100%【R12】